

成年後見制度のご案内

こんなことでお困りではないですか？



子がなく、高齢になったときの生活や財産管理が心配

将来に備え信頼できる人に依頼したい

介護認定の申請はできるのかな？
障害年金も受給できるのでは？

専門家に依頼したい

認知症の親が訪問販売で高価な品物を買わされていた

その契約を取り消せないか？

自分が先立ったとき、障がいのある子の将来が不安

財産管理や身の回りの世話を支援してもらえないか？

成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力を失ったり衰えた方々は、自分の財産管理や生活にかかわる契約を行うことが困難だったり、悪徳商法の被害にあったりするおそれがあります。

成年後見制度とは、このような方々が安心して暮らせるように成年後見人等（保佐人、補助人を含む）が、ご本人の財産管理や身の回りの監護などを行い、生活を支援・保護する制度です。

（裏面もご覧ください）



ご相談・お問い合わせ先



大阪府社会保険労務士会

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館

電話：06-4800-8188

成年後見制度には2つの制度があります。

①任意後見制度～ご本人に判断能力があるうちに～

自らの判断能力が低下したときを想定し、あらかじめ代理人(任意後見人)を定めて契約し、公正証書として作成しておく制度です。将来、判断能力が低下した場合、家庭裁判所が選任した任意後見監督人の監督の下、契約した任意後見人が財産の管理や、年金・介護・医療・福祉サービスの利用手続等、契約内容に従い支援します。

<費用>

任意後見人には契約で定めた、任意後見監督人には家庭裁判所が決定した、報酬支払いがそれぞれ必要です。



②法定後見制度～ご本人の判断能力が既に低下している場合～

親族などの申立てにより、家庭裁判所が適任とする人を成年後見人等を選任し、権限が付与される制度です。

ご本人の判断能力の程度に応じ、

- ◇成年後見人(判断能力が欠けている場合)
- ◇保佐人(判断能力が著しく不十分な場合)
- ◇補助人(判断能力が不十分な場合)

が選任されます。

誰を成年後見人にしたいか、その希望を述べることもできます。

<費用>

成年後見人等へは、家庭裁判所が決定した報酬支払が必要です。多くの市町村では報酬の補助制度があります。



まずはお気軽にご相談ください!

成年後見人等には、当初90%以上は親族が就任していましたが、現在では親族以外の第三者が3分の2を占めています。

社会保険労務士は、年金・医療・介護を中心に社会保障制度全般に関わる国家資格の専門職です。

成年後見制度においても、他の士業にはない知見を活かし、ご本人らしい生活を送れるよう支援します。